「高知県公文書館（仮称）」

整備基本計画

平成 29 年３月

高知県総務部

目次

第１　高知県の公文書を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２　高知県公文書館（仮称）の整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　高知県公文書館（仮称）の役割と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
⑴　基本的な機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
ア　選別・収集機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
イ　整理・保存機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
ウ　利用機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
エ　普及機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
オ　市町村支援機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
⑵　県内関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　公文書館の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３　施設の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
１　施設の活用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　施設の改修内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑴　施設全体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
ア　安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
イ　利便性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
⑵　公文書館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
ア　作業スペース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
イ　保存スペース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
ウ　利用スペース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
エ　展示スペース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
オ　研修スペース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　整備スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第１　高知県の公文書を取り巻く現状と課題

高知県がこれまで作成し、保存管理してきた公文書は、県の様々な活動や政策決定過程などの歴史的事実の集積であり、民主主義の根幹を支える県民共有の貴重な知的資源として、後世に確実に引き継いで、県民の皆様の利用に供されるべきものです。

公文書館法においても、「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」とされています。

しかしながら、本県においては、県行政の推移が跡付けられる歴史資料として重要なもの（以下「歴史的公文書」という。）を選別する仕組みや、それら歴史的公文書を適正に保存・管理し、県民の皆様の利用に供するための施設、いわゆる公文書館のような機能を有する施設や体制が整備されていないため、高知県公文書規程に定める保存期間を満了した公文書については、当該規定に基づき廃棄をしている状況にあります。

【検討の経過】

平成 21 年度	「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」による報告書のとりまとめ
平成 22 年度	公文書の適正な保存・管理等に関して、歴史的公文書アドバイザーを委嘱
平成 24 年度	「県庁周辺の県有施設利用検討会」において、公文書館は現県立図書館施設を活用する方向で検討することを決定
平成 27 年度	公文書館の整備、運営及び機能に関して、公文書館アドバイザーを委嘱
平成 28 年度	現県立図書館跡施設利活用ワーキングで利活用策を取りまとめ

第２　高知県公文書館（仮称）の整備の基本方針

１　基本理念

公文書は、県の様々な活動や政策決定過程などの歴史的事実の集積であり、民主主義の根幹を支える県民共有の貴重な知的資源です。

本県では、公文書の中でも特に重要なものを「歴史的公文書」として体系的に収集・選別、保存し、確実に後世に引き継ぐとともに、県民の皆様の利用に供します。

公文書館は、県民の身近な情報サービス機関として、戦後本県が取り組んだ産業振興策、教育・福祉の政策、インフラ整備や災害対策など、歴史的公文書を通じて社会・経済の変遷や県民生活の推移がわかる情報の提供や展示を行い、郷土高知のあゆみを幅広い年齢層の方々に知っていただくための場を提供します。

また、県民の生涯学習の支援として、さまざまな学習ツールやノウハウを有する近隣の教育・文化施設等と連携して、こどもから高齢者まで身近に楽しく学べる場を提供します。

２　高知県公文書館（仮称）の役割と機能

（１）　基本的な機能

ア　選別・収集機能

明治４年に高知県が設置されてから、作成または取得した公文書の中で、県行政の推移が跡付けられる歴史資料として重要な公文書を「歴史的公文書」と位置付けて評価・選別し、または収集します。

歴史的公文書として評価・選別・保存するもの
Ⅰ　県及び県の外郭団体等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
Ⅱ　県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
Ⅲ　県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
Ⅳ　県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

【収集・選別の対象とするもの】

・県が作成又は取得した公文書（映像や写真、ポスターなども含む）のうち、高知県公文書規程に定める保存期間を満了したもの
・国、県、市町村等が発行した行政刊行物
・その他、県行政の推移が跡付けられる資料として特に必要と認められるもの

※高知県においては、昭和 20 年の空襲で、それまでの公文書を焼失したため、現在保存されている公文書は、戦後のものになります。
　戦前の公文書については、国立公文書館等で所蔵する資料の複製等による収集に努めます。

公文書が公文書館に移管されるまでのイメージ

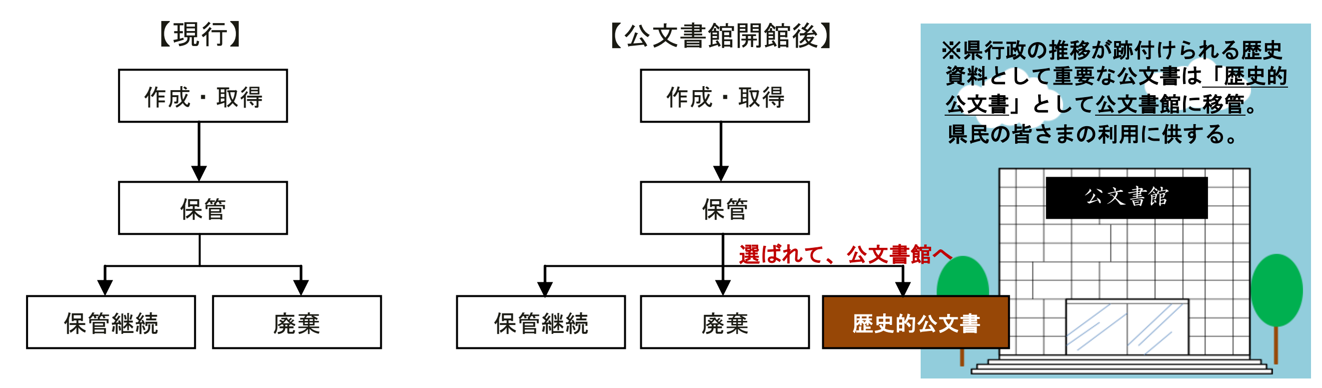

イ　整理・保存機能

　貴重な歴史的公文書は、劣化の原因になる金具類を取り除き、管理番号を付すなどの整理をしたうえで、適切な温湿度で管理・保存し、後世に引き継いでいきます。
　歴史的公文書は、代替の効かない唯一のものであることから、原本を適切に管理するほか、将来的に判読できなくなる恐れがあるものについては、デジタル化や複製による保存措置も講じていきます。

公文書館における作業のイメージ

ウ　利用機能

利用者が利用しやすいように、歴史的公文書の目録を整備し、個人のプライバシーに一定の配慮をしたうえで、県民の皆様の利用（閲覧、複写など）に供します。
なお、閲覧の場合は無料ですが、複写の場合は有料となります。

【注意】・歴史的公文書は自由に閲覧することができません。
・利用に際しては、事前に申請書の提出が必要です。
・歴史的公文書は、プライバシー保護の観点から閲覧を制限する場合があります。

エ　普及機能

公文書館の活動や収蔵されている歴史的公文書などの重要性について、普及・啓発を行い、利用を促進するため、展示や広報活動などを行います。

オ　市町村支援機能

県内唯一の公文書館として、県内市町村とも連携して、適正な公文書管理の推進を図るための研修や支援を行います。

（２）　県内関係機関との連携

県立図書館や、今年３月に開館する県立高知城歴史博物館など、県内には、歴史資料を保存する様々な施設が存在し、「時代」や「テーマ」などにより資料を収集し、展示や研究を行っています。
これらの機関と連携し、資料情報等を共有するなど、県民の皆様への資料提供サービスの向上を目指します。

３　公文書館の運営

開館日・開館時間は、下記のとおりとします。

開館日：土日・祝日、年末年始（12/29～1/3)、歴史的公文書等の新たな受入のための整理期間を除く平日
開館時間：9:00～17:00

第３　施設の整備計画

１　施設の活用方針

「県立図書館」は、高知広域都市計画区域にあり、建築基準法に定める「第一種中高層住居専用地域」のため、用途に制限があります。

また、文化財保護法により建て替えはできませんが、立地環境などから非常に貴重なスペースであるため、平成 30 年夏頃にオープン予定の新図書館等複合施設「オーテピア」に図書館が移転した後に、耐震補強や施設の改修を行ったうえで、有効活用をします。

施設の活用は、公文書館をメイン施設としたうえで、県政課題の解決や県民サービスの向上につながる「県民への学習支援機能」の集約・強化と、施設の立地を活かした「観光客へのおもてなしの充実」を図るための機能を配置していきます。

＜現在検討中の機能＞

「県民への学習支援機能」・・・まんが甲子園作品展示等、高知こどもの図書館、
高知県生涯学習支援センター

「観光客へのおもてなしの充実」・・・まんが甲子園作品展示等、
高知城観光ガイド詰所

【現県立図書館施設概要】

昭和 48 年５月竣工（※ＲＣ構造の建物の耐用年数は約 70 年（43 年経過））

敷地面積：4,413.75㎡

建築面積：1,342㎡

延べ床面積：3,896.17㎡（自転車置き場 33.00 ㎡を含む。）

構造：鉄筋コンクリート３階建（一部４階）

設備：冷暖房装置、エレベーター

駐車場：なし（ただし、近隣に有料駐車場が多数あり）

構造耐震指標（Is 値）：0.63

（※津波浸水予測：0.3～1.0m／長期浸水予測：0～0.5m（地盤沈下 1.95m））

２　施設の改修内容

（１）施設全体の概要

ア　安全の確保

施設の耐震化を実施するとともに、老朽化が進んだ空調や消火設備、エレベーター設備などの改修を行います。
（※耐震化については、地震力に対する建物の強度や靱性（変形能力、粘り強さ）を考慮した構造耐震指標（Is値）を 0.75（建築物の耐震安全性目標：Ⅱ類（Ⅱ類：多数の者が利用する学校、社会福祉施設、文化施設など）に該当）とします。）

イ　利便性の確保

現在、設置されているエレベーターのほかに、新たに正面玄関付近に来館者用エレベーターを設置します。
また、正面入口は自動ドアにして、１階フロアは段差を解消するほか、多目的トイレや休憩スペースなども設置して、こどもから高齢者、障害者が利用しやすい施設とします。

（２）公文書館の概要

公文書館は、施設の２階を中心に、資料保存の安全性や、利用者の利便性、職員の作業動線などを考慮して配置します。
特に、歴史的公文書等の保存スペースは、貴重な資料を保存することから、津波被害を受けない配置にするとともに、資料を極力傷めないような消火設備を設置します。
また、施設全体のセキュリティのほか、各書庫を個別に施錠し、厳重に管理します。

ア　作業スペース

歴史的公文書の選別作業や整理、目録の作成などの作業を行います。

イ　保存スペース

現在の公文書の保存状況

歴史的公文書等を保存するため、既存の書架を使用するほか、新たに閉架書庫を整備して、施設の残存耐用年数約 30 年以上にわたって資料を保存可能な書架延長（約６ｋｍ）を確保します。

ウ　利用スペース

公文書館の利用者のために、グループでの閲覧も可能な閲覧室を設けます。

また、有線ＬＡＮ接続によるインターネット環境を整えることにより、閲覧室で資料の調査・研究などができるようにします。

エ　展示スペース

公文書館の活動や収蔵されている歴史的公文書などの重要性について、普及・啓発を行い、利用を促進するための展示を行います。

オ　研修スペース

研修や講演会の会場として活用できるスペースを設けます。

３　整備スケジュール（予定）

平成 29 年度	基本設計、実施設計
平成 30～31 年度	整備工事
平成 32 年度	施設のオープン（予定）

※整備工事は、新図書館等複合施設「オーテピア」への移転作業完了後に実施する予定としており、移転作業の状況などによっては、整備スケジュールが変動することもあります。

■公文書館の所在地

〒780-0850　高知市丸ノ内１丁目１番 10 号

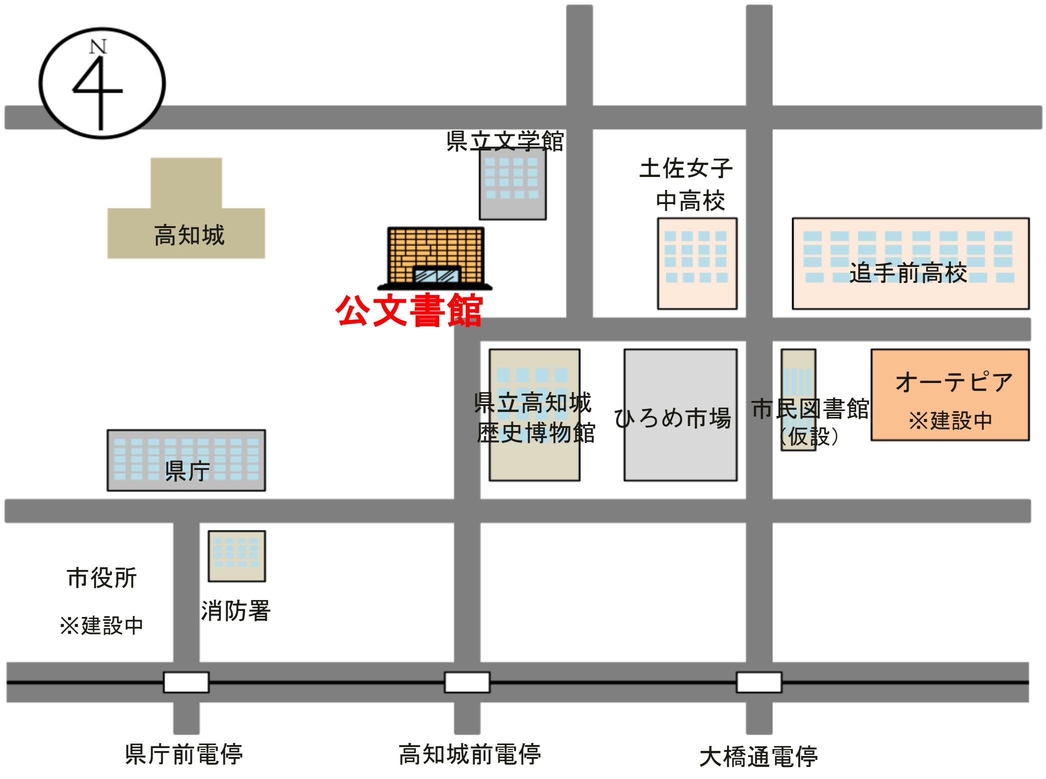

交通アクセス

【路面電車・バス】「高知城前」下車。高知城方面徒歩５分。「山内一豊の像」奥。

【車】　駐車場なし。近隣有料駐車場を利用。